札幌市職員の懲戒処分について

このたび事実関係の確認を終えました下記の不祥事につきまして、関係職員の懲戒処分をいたしました。

記

1 不祥事の概要

被処分者は、平成25年3月19日にコンビニエンスストアの女子トイレに 盗撮目的で侵入した建造物侵入の容疑で、平成26年6月3日に逮捕され、そ の後、警察による事情聴取の結果、平成25年5月24日に被処分者の勤務先 である白石区役所の女子トイレにも盗撮目的で侵入していたことが判明し、両 事案について平成26年6月20日に起訴され、罰金20万円の略式命令を受 けるという事故を引き起こした。

上記の事実は、信用失墜行為の禁止を定める地方公務員法第33条の規定に 違反するとともに、全体の奉仕者としてふさわしくない非行に該当する。

2 処分内容

停職6月

3 処分日

平成26年7月15日

4 被処分者

白石区職員 一般職 男性 30歳代 (被処分者は同日付で依願退職)